

輸送向け圧縮天然ガス用契約
(選択約款)

令和3年4月1日実施

西部ガス佐世保株式会社

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. この選択約款の変更	2
4. 契約の締結	2
5. 名義の変更	3
6. 料金	3
7. 調整単位料金	3
8. ガス需給契約の精算額	3
9. 解約及び精算	4
10. 緊急調整時の措置	4
11. その他	4
付則	5
1. 実施の期日	5
(別表)	6
1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	6
2. 料金表	6

1. 用語の定義

この選択約款及びこの選択約款に基づくガス需給契約において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。その他、特に定める場合を除き、一般ガス供給約款と同じ意味を有するものといたします。

用語	定義
(1)「輸送用機器向け昇圧供給装置」	天然ガス自動車等の輸送用機器の使用者が、燃料として当該輸送機器に天然ガスを充填するための昇圧装置をいいます。
(2)「急速充填装置」	天然ガス自動車等の輸送用機器の使用者あるいは天然ガス自動車等の輸送用機器への燃料供給を業とする者が、圧縮天然ガススタンドにおいて、燃料として圧縮天然ガスを天然ガス自動車等の輸送用機器に充填するための設備をいいます。 なお、「圧縮天然ガススタンド」とは、高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則第2条第1項第23号に規定されている圧縮天然ガススタンドを指し、「圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮天然ガスを充填するための処理設備を有する定置式製造設備」をいいます。
(3)「契約月別使用量」	契約期間における月別使用予定量で、ガス需給契約で定めたものをいいます。
(4)「契約年間使用量」	契約月別使用量の合計量をいいます。
(5)「最大需要期」	12月使用期間(12月検針日の翌日から1月検針日まで)、1月使用期間(1月検針日の翌日から2月検針日まで)、2月使用期間(2月検針日の翌日から3月検針日まで)、3月使用期間(3月検針日の翌日から4月検針日まで)の4か月間をいいます。
(6)「契約最大需要期使用量」	最大需要期の契約月別使用量の合計量をいいます。
(7)「契約年間負荷率」	次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します(小数点以下切り捨て)。 $\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約年間使用量を12で除したもの}}{\frac{\text{契約最大需要期使用量を4で除したもの}}{4}} \times 100$

2. 適用条件

この選択約款の適用条件は、一般ガス供給約款の適用が可能であることを前提として、以下のとおりといたします。適用条件を満たしていない場合には、この選択約款に基づくガス需給契約を締結することはできません。

- (1) 輸送用機器向け昇圧供給装置又は急速充填装置を使用し、当該のガス使用量を算定する専用のガスメーター（以下「専用ガスメーター」といいます。）を設置すること。
- (2) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
- (3) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。
- (4) 当社が（1）の適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾すること。

3. この選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他供給条件は、変更後の選択約款によります。変更の手続きは、一般ガス供給約款を変更する場合に準じます。

4. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議のうえ、需要場所ごとに、専用ガスメーターについて適用する料金その他の供給条件を定めたガス需給契約を所定の契約書を用いて当社と締結していただきます。なお、当社は、一般ガス供給約款（7. 承諾の条件）における承諾できない事由に該当する場合にはこの選択約款に基づくガス需給契約を締結できないことがあります。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合、又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づき、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約量をガス需給契約に定めるものといたします。
 - ① 契約年間使用量
 - ② 契約最大需要期使用量
 - ③ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、ガス需給契約に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、ガス需給契約は同一条件で更新されるものとし、以後これにならうものといたします。
- (4) この選択約款に基づくガス需給契約の契約期間満了前に解約したお客さまが、再度同一需要場所でこの選択約款に基づくガスの使用の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去のこの選択約款に基づくガス需給契約の解約の日から1年に満たない場合には、当社はその申し込みを承諾しないことがあります。

ただし、解約が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。

5. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの選択約款に基づくガス需給契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの選択約款に基づくガス需給契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

6. 料金

- (1) 当社は、別表1に基づき料金を算定いたします。
- (2) お客さまの都合によりこの選択約款に基づくガス需給契約が契約期間中に解約された場合、又はお客さまに起因してガスの使用を一時停止した場合には、その月の基本料金は(1)に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は(1)に基づいて算定いたします。9(1)又は9(2)のお客さまの契約違反により当社がこの選択約款に基づくガス需給契約を解約した場合も同様といたします。
- (3) その他は、一般ガス供給約款に準じます。

7. 調整単位料金

- (1) 当社は、一般ガス供給約款に準じて調整単位料金を算定いたします。基準単位料金は、別表2に定める基準単位料金といたします。

8. ガス需給契約の精算額

この選択約款に基づくガス需給契約に関する精算額は、年間負荷率未達精算額とし、当社は当該精算額を、原則として未達が発生した翌月に申し受けるものといたします。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

また、本条に定める精算額に係る債権は、一般ガス供給約款における料金に係る債権と同様に当社から西部ガス株式会社に対して譲渡いたします。当該債権譲渡に係る詳細は、一般ガス供給約款の規定を準用いたします。

年間負荷率未達精算額

お客さまの実績年間負荷率〔(実績年間使用量を12で除したもの/最大需要期における実績使用量の合計を4で除したもの)×100をいいます(小数点以下切り捨て)〕が75パーセント未満の場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達精算額といたします。ただし、当社がやむをえないと判断した場合を除きます。

$$\text{年間負荷率未達精算額} = \left(\frac{\text{当該契約年度における実績年間使用量及び各月の調整単位料金に基づいて算定した一般ガス供給約款に定める料金相当額の合計額}}{12} \right) \times 1.03 - \left(\frac{\text{当該契約年度における実績年間使用量及び各月の調整単位料金に基づいて算定した輸送向け圧縮天然ガス用契約料金相当額の合計額}}{12} \right)$$

9. 解約及び精算

- (1) お客さまが2に定める適用条件を満たさなくなった場合は、速やかにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、お客さまが2に定める適用条件を満たさなくなった場合は、契約期間中であっても、当社はこの選択約款に基づくガス需給契約を解約することがあります。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（8の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。）には、契約期間中であっても、相互にこの選択約款に基づくガス需給契約を解約できるものといたします。
- (3) (1) 又は (2) により、当社がこの選択約款に基づくガス需給契約を解約した場合、当社は解約日以降、一般ガス供給約款を適用することがあります。
- (4) お客さまがこの選択約款に基づくガス需給契約を解約し、新たに他のガス小売事業者又は一般ガス導管事業者からガスの供給を受ける場合には、あらかじめ解約希望日（定例検針日といたします。）を定めて、その15日前までに当社に通知していただきます。
- (5) その他のこの選択約款に基づくガス需給契約の解約については、一般ガス供給約款に準じます。
- (6) 2(1)に定める適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日とします。）までさかのぼって精算させていただく場合があります。この場合の精算する金額は、一般ガス供給約款に定める料金とすでに料金として支払義務が発生し、請求事業者に債権譲渡された金額との差額とさせていただきます。なお、精算する金額は、当社からお客さまに対して請求いたします。

10. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、基本料金は、次の算式によって算出した日割計算後基本料金といたします。

また、8のガス需給契約の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

(算 式)

$$\text{日割計算後基本料金} = \text{基本料金} \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) / 30$$

(備 考)

- ① 基本料金は別表の料金表における基本料金。
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。
31日以上の場合は30。
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て。

11. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を準用いたします。

付則

1. 実施の期日

この選択約款は、令和3年4月1日から実施します。

(別表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、別表2に定める基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、別表2に定める調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

- (4) 調整単位料金の適用基準は、一般ガス供給約款に準じます。

2. 料金表(消費税等相当額を含みます)

- (1) 基本料金

1か月につき	4,620.00円
--------	-----------

- (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	107.60円
------------	---------

- (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。